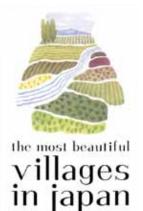


### 第51号

平成27年3月定例会(第1回)

# 議会だより





- ○平成27年度予算(P2)
- ○一般質問(P4)
  - ■発 行/高原町議会

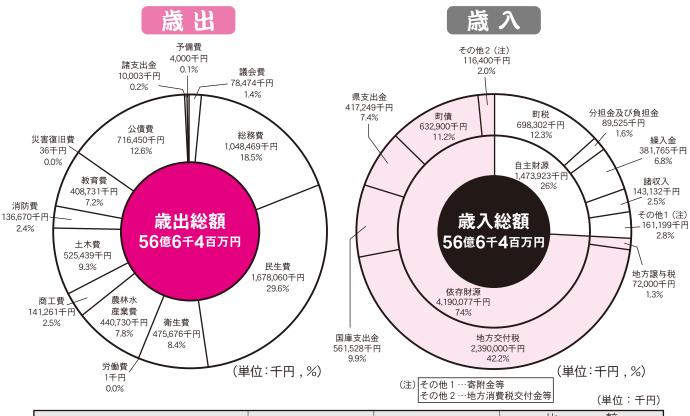
- ■編集/議会だより編集委員会
- ●889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地 ☎(0984)42-5138
- ■発行日 平成27年4月16日

### 3 定例会

平成27年3月定例会は3月4日から20日までの17日間の会期で開かれました。定例会は平成27年度一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算の計9件と補正予算7件、条例案件15件、発議1件、その他2件の審議を行い、原案通り可決されました。

### 平成27年度一般会計予算

## 56億6,400万円



| 区分   |          | 平成27年度当初予算 平成26年度当初于 (A) (B) |              | 比<br>増 減 額<br>(C)=(A)-(B) | 較<br>  増減率%<br> (C) / (B) |       |  |
|------|----------|------------------------------|--------------|---------------------------|---------------------------|-------|--|
|      | 一般       | 会 計                          | 5, 664, 000  | 5, 402, 000               | 262,000                   | 4. 9  |  |
|      | 住宅新築資金   | 金等貸付事業                       | 1, 300       | 1, 300                    | 0                         | _     |  |
| 特    | 農業集落     | 排 水 事 業                      | 48,099       | 22, 706                   | 25, 393                   | 111.8 |  |
| 別    | 国 民 健    | 康 保 険                        | 1, 836, 512  | 1, 693, 423               | 143,089                   | 8. 4  |  |
| 会    | 介護保険事業   | 保 険 勘 定                      | 1, 270, 214  | 1, 265, 370               | 4, 844                    | 0. 4  |  |
| 計    |          | サービス勘定                       | 3, 488       | 3, 225                    | 263                       | 8. 2  |  |
|      | 後期高歯     | 命 者 医 療                      | 3 1 2, 6 0 4 | 3 1 2, 0 6 9              | 5 3 5                     | 0. 2  |  |
| 企    | 水道事業会計   | (収益的収入)                      | 205, 795     | 206, 737                  | △942                      | △0.5  |  |
| 企業会計 | 病院事業会計   | (収益的収入)                      | 929, 600     | 1, 024, 733               | △95, 133                  | △9. 3 |  |
| 計    | 工業用水道事業会 | 会計(資本的収入)                    | 2, 300       | 2, 300                    | 0                         | _     |  |
|      | 総        | 計                            | 10, 569, 356 | 10, 336, 099              | 233, 257                  | 2. 3  |  |

# (新規) 定住促進住宅整備事

# 業 …1,673万1千円

宅地造成 公有 地の 工事を行う。 有効活用を図るため

- 9 区 画
- 1 区 画

1 30坪~140坪

荒迫地区 (上町)



▲宅地造成予定地

込む

# 放課後児童 |健全育成事業

…913万2千円 (4事業所)

- 光明保育園
- 遍照幼稚園

(新規)

総合体育館新築事業

- 狭野っ子広場
- ケア芽吹き

# ○椨粉 Щ́ 皇子線橋梁設置事業

億2万円

緊急整備計 難を図る に伴う橋梁を設置し 新燃岳 噴火に伴う、 画に基づき、 避難施設 円滑な避 避難路

# ○ふるさと納税特産品贈

寄附をして頂いた方へ、 の半分相当の特産品を贈呈する。 (平成27年は1億円の寄附を見 ふるさと納税制度において …7,261万360円 寄附額



# (高原中学校に1名)

# …2,854万6千円 (基本設計等業務

# ○デジタル防災行政無線整備

…7,239万円

整備を行う。 デジタル防災行政無線の 施設

屋外拡声器

年度)が策定されました。

画

(平成27年度~平成29

第6期介護保険事業計

高齢者保健福祉計|

画

介

護

常盤 中平・ ||台 北狭野 川平 並木 小 塚 · Ш 花堂 後

# 小学校町費負担教員配置 182万4千円

る。 学級での少人数授業の実施 複式学級や学年別授業や過密 を図

、高原小2名、 広原小1名

# ○中学校町費負担教員配置 事

…304万1 千円



▲高原中2年生の教室

# 小規模特別養護老人 ホーム (29名) を整備

ることなどから次期計 待機者が30名程度おられ や特別養護老人ホー 年3月に廃止されること に盛り込まれました。 介護療養病床が平成30 ム の

## 介護保険料月額 315円引き上げ (基準になる人)

9段階になります。 の所得段階が6段階から 第1号被保険者保険料

者層の軽減については現 送りされたため、 在決定していません。 なお、 消費税増税が先 低所得

3月議会は、

# 1名が質問を行い、町政について町長の姿勢をただ

# サポートセンター



答 育児等の援助を

(お願い会員) 双方の会 等の援助を受けたい者 かせて会員)と、育児 行いたい者(ま

員募集を行い、会員登

録をして円滑な事業開始 ができるよう体制整備を

中村

昇議員

○子ども・子育て支援新 制度について

はかり、開設につなげる。

○来年度開設予定

問

昨年9月の議会で

来年度に早期開設

時間とフルタイム勤務時 労などに対応する保育短 育の必要性と必要量を認 定する。認定はパート就 新制度では保護者 の就労に応じて保

としていたが。

度から準備にとりかかる

ンター)をめざし、今年

(ファミリーサポートセ

保育料を取るのか。 保育の場合、施設の設定 間に区分される。 した時間外の保育は延長 短時間

答設定された時間を 料が発生する。 超えると延長保育

で対応してもらいたい。 れまで通りの開所時間内 | 延長保育料が発生 しないように、こ

お願いしたい。 保育園に弾力的な 保育時間の設定を

度予算が確保されるのか。 問 が未確定で、来年 国の示す公定価格

に該当する加算項目を含 保育士処遇改善等 加算など各保育園

> る。 後、 めたものを交付する。 所要額の確保に努め  $\Rightarrow$

# ○子どもの遊び場を

○介護保険

第6期介護保険事業計

として必要では、 場が少ない。子育て支援 本町には気軽に遊 べる子どもの遊び

に整備したい。 総合運動公園 施設整備は年次的 へ の

ホームの待機者がおり、

問

止や特別養護老人

介護療養病床の廃

画

(案) について

れている。施設の整備は。

計画期間中に小規

模特別養護老人ホ

住まいの確保が必要とさ



# ームを整備する。

問 法は。 施設の業者選定方

公募による選定を

# 足住促進住宅整備事業など平成27年度高原町 般会計予算可決

|一般会計予算・決算常任委員会報告

平成27年度の施政方針は、『こんね!ロマンとは、『こんね!ロマンと無限の幸せつながるまち高原町』の知名度をより

自主財源の少ない中、 自主財源の少ない中、 用するため、行財政改革 による財政運営を基本と して、平成27年度の予算 して、平成27年度の予算 られる予算であるかにつられる予算であるかについて審査しました。

平成27年度の一般会計 予算は、歳入歳出それぞ 予算は、歳入歳出それぞ 年度と比べて2億6,20 の万円(4・9%)の増 となっています。

自然と神話を守り豊か厳しい財政状況の中、

道路排水事業

町道改良

中略

興基金事業、また、第5次総合計画に基づく分野次総合計画に基づく分野別施策として、人づくり事業、産業事業の4つの事業が予定されています。事業が予定されています。事業が予定されています。

援事業、 車 事業、 看護医療専門学校修学支 はじめとする道路 修工事、 高原小学校中校舎屋根補 寿園施設整備事業 (第5部) 購入事業 養護老人ホー 祓川・旭台線 消防ポンプ自動 補修 小林 ム峰 を

> 工事、農道整備など37事 業に3億3,255万9千 された予算編成となって された予算編成となって

# (委員会の意見)

略 講じられたい。 分析を精査の上、 おり、 ひと、 成に向けた事業の あたっては、 トに向けての予算執行に 平成27年度は、 の策定が予定されて 地方創生のスター しごと創生総合戦 現状調 「まち、 目的達 展 開 査と を





# 花婿・花嫁きもいりどん事業」

# 鹿児島県南さつま市視察

けたり、

結婚希望者の

# 一般会計予算・決算常任委員会所管事務調査

# 男女の出会いをサポート

人口 36,839人

取り組み、成婚率を上げている。行政による結婚支援事業として婿・花嫁きもいりどん事業」を繭さつま市においては、「花

# ○事業導入に至った経緯と背景

応援します」として平成22年9 市とも連携し、広域による男女 切さを痛感し「花婿・花嫁きも あらためて行政の結婚支援の大 に、 く楽しい家庭生活のスタートを の出会いをサポートして、 いりどん事業」を掲げ、 い率を示していることを確認し、 高齢化に歯止めがかからない中 フェストのひとつとして少子 平成21年に就任、 未婚化、晩婚化もかなり高 市長のマニ 「近隣 明る

# ○仕組みとして4つの役割

(行政)

①きもいりどん委嘱

②活動支援 (補助金交付)

③近隣市との連携・情報交換

## (民間組織)

きもいりどん倶楽部

①きもいりどん20名

相手の紹介。

②代表世話人、世話人、監事

③事務局は南さつま市子供応

援室

# (地域から選出)

きもいりどん

出。学校区で分けた地区から選

①各地域や事業所で相談を受

月より事業開始

じえる」会員加入促進。②自身相当の「ご縁じえる」会員の場当の「ご縁じえる」会員の場告。 (各地区きもいりどん担当の「ご縁じえる」会員の場け、自身担当の「ご縁じえる」同士を引き合わせる。通じて結婚相手にふさわしい

①では、
②のでは、
のができるができます。
のができるができます。
のができるが、
りまれる。

# (結婚希望独身男女)

ご縁じぇる

やイベントの参加。結婚希望男女。会員制講習会

## 〇実 績

26年…4~6組で計1組達成見平成2年…4~6組で計1組達成見

## ○考 察

場を設けることを目的としてい本事業は、常に誰かと出会う

てとして充分参考になるものと であり、 婚となるとどうしても私的な事 高原町で実施したお見合いイベ 出会うことができるが、 る。 思われる。 町においても少子高齢化 の声と周りの声が多かった。 加しにくい」という参加者から ントにおいて課題となった「参 晩婚化を解消していく手立 そのため、より自然な形で 注意が必要である。 今回 未婚 結 本



▲南さつま市研修

# ㈱ミヤチク高崎工場視察

# 豚2万897頭、牛1万4,543頭処理(平成24年度実績)

# 総務経済常任委員会所管事務調査

# ○会社の設立

- 昭和5年1月10日
- 株式会社宮崎くみあい食肉 として発足
- 従業員数 全体 高崎工場 192 800名

# ○施設能力

- と殺解体能力
- 牛65頭/ 豚1,050 / 日 頭 *一*日
- 部分肉製造能力 牛40頭/日 豚750頭 月
- 冷蔵保管庫/190トン
- 冷凍保管庫 /100トン

(牛豚部分肉)

# ○徹底した衛生管理

22000を取得している。 に食品安全の国際規格ISO レストラン含む全部門を対象 ミヤチクは、 農場と工場

話された。

が必要と

# ○海外にも輸出

品は、 認定を受けていて、 シコ、マカオ) シンガポール、 玉 輸出されている。 高崎工場で生産された肉製 アメリカ、タイ、香港、 そして対米食肉輸出工場 県内はもとより大都市 カナダ、メキ 海外にも (輸出認定

るが E U が大変厳しいため、 出が増えるのではと踏んでい 今後は、EUあたりへの輸 への輸出は衛生管理 現在のエ

場では生 建て直し であり 産不可能

▲牛枝肉

- ・少子高齢化になってい
- ・役場からの情報提供がない。

# 局齢者などの見守りや安否確認など 要な役割を果たす民生委員・児童委員

# 文教厚生常任委員会所管事務調査

# 民生委員・児童委員協議会につ いて調査

員2名 町内31名 高原町民生委員・児童委員は (各地区29名と児童委

ています。 でボランティアとして活動され 民生委員・児童委員は無報酬

# 委員さんの活動状況

- 児童の健全育成や地域 Ó 巡
- お年寄りの見守り
- 買い物の手伝い
- 病院等の送迎
- 生活保護の関わり

# 委員さんの意見

- 2の方については地域で面倒見 介護保険法改正で要支援1

務を負っていられる。

決して名誉職ではなく大変な任

◎以上のようなご意見があり、

るようになるのでしょうか。



▲民生委員との交流会

### 議会基本条例





#### 第7章 会議の運営

(自由討議の保障)

- 第17条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。
  - 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び 委員会を運営しなければならない。

#### 【解 説】

- ① 議会は、合議制の機関であり、町民の代表である議員同士で議論しそれをまとめる。つまり合議形成に向けた努力を行っていくことを規定。
- ② 議案審査における自由討議は、議案のメリット・デメリットを議員同士が共有することである。町民 にとって最善の案が示されるように、議会の会議及び委員会を運営していくことを規定。

#### (委員会の活動)

- 第18条 常任委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。
  - 2 委員会の審査又は調査に当たっては、町民に対し資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
  - 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は 責任をもって行わなければならない。
  - 4 委員会は、町民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するため、町民 懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

- ① 議会の常任委員会における所管事務調査の機能は、将来の議案になる案件や町政の課題について積極的な調査を行い、執行機関の監視や付託議案の審査を深め、附帯決議案や立案につなげることであり、 閉会中における常任委員会の活動についてを規定。
- ② 委員会の審査または調査にあたっては、傍聴者に対し議案等の附属資料を配布し、町民に分かりやすい議論を行うことを規定。
- ③ 委員長は、委員長報告の作成に責任を持つとともに、委員会に所属していない議員から委員会の審査事件の経過及び結果について質疑があれば責任をもって答えることを規定。
- ④ 委員会は、町民の要請があったときは、議案等の審査及び調査の過程等を議会報告会や広報紙を通して積極的に説明することを規定。

### 第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第19条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

#### 【解 説】

議会として多様化する行政課題やまちづくりに迅速に対応していくために、常任委員会・特別委員会の適切かつ機動力のある運営についてを規定。

#### (議会図書室の充実、公開)

第20条 議会は、議会図書室の図書の充実に努め、町議会図書室設置条例(昭和23年高原町 条例第20号)に基づき、一般に利用させることができる。

#### 【解 説】

町議会図書室設置条例に基づき、議会図書室が十分に活用されるよう町民や職員にも開かれたものとす ることを規定。

#### (議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

#### 【解 説】

議会機能の強化を図るためには、議会をサポートする議会事務局の体制整備が必要である。 議会や議員の活動を支えるため、議会事務局の調査や法務機能などの資質向上を強化することを規定。

#### 第9章 条例の位置づけと見直し手続き

(条例の位置づけ)

第22条 この条例は、議会における最高規範性を有し、議会に関する他の条例、規則その他の 法規を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、こ の条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### 【解 説】

議会基本法条例は、議会運営における最高規範性を有し、議会に関する他の条例・規則等の制定または 改廃するときは、この条例との整合性を図ることを規定。

#### (議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して 議会を運営し、町民の負託にこたえなければならない。

#### 【解 説】

議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例・規則・その他の法規を遵守し、町民の代表とし てその責任を果たすことを規定。

#### (見直し手続き)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に町民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要がある と認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を 講ずるものとする。

#### 【解 説】

この条例の施行後において、町民の意思、社会情勢等を勘案し、条例改正の必要があると認めるときは 改正の理由、背景を明確にした上で所要の手続きを行うことを規定。

#### 附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 平成27年 第1回定例会議議決結果(内容)

平成27年 3月 4日 水曜日

|                |                                                                                       | 議      | ①<br>鹿         | 2 森-       | ③<br>中<br>村           | <b>④</b> 清     | ⑤<br>北         | ⑥<br>松                | ⑦<br>宮                |                       | <b>⑨</b><br>入               | ①<br>前           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|------------|-----------------------|----------------|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------|
| 議案番号           | 件 名<br>                                                                               | 議決結果   | 鳴<br>重<br>明    | )森山 勇      | 村 昇                   | 4清水公雄          | 坦泉             | 兀茂春                   | 司動                    | ∞温谷文雄                 | (佐廣登                        | 原淳一              |
| 議<br>第 1 号     | ※平成27年4月1日廃止される                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           | _                |
| 議<br>第 2 号     | ※鳥原1号線等を認定するもの                                                                        | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | 0                           |                  |
| 議案第3号          |                                                                                       | 可決     |                | 0          | 0                     |                | 0              | 0                     | 0                     |                       | 0                           |                  |
| 議案第4号 議 案      |                                                                                       | 可決     | $\cup$         | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           | $\dashv$         |
|                | 地方教育行政の組織及び連沓に関する法律の一品を改正する法   律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例                                   | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | $\bigcirc$            | 0                     | 0                     | $\bigcirc$                  | -                |
| 議案第6号          |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議<br>第 7 号     | 高原町児童プール及び児童遊園の設置並びに管理運営に関する<br>条例※祓川児童遊園の廃止                                          | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | $\bigcirc$                  | -                |
| 議案第11号         |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議<br>第 13 号    |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | •                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           | -                |
| 議案第14号         |                                                                                       | 可決     |                | 0          | $\sim$                | _              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議案第15号         |                                                                                       | 可決     |                | 0          |                       |                |                |                       |                       |                       | 0                           |                  |
| 議案第16号 議案第17号  |                                                                                       | 可決     |                | 0          |                       | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | $\bigcirc$                  | =                |
| 発議第1号          |                                                                                       | 可決可決   | 0              | 0          |                       | 0              | 0              | 0                     | $\bigcirc$            | 0                     | 0                           | $\exists$        |
| 儿哦勿工门          | 向かり成五女兵五木内ツ 即で以正する木内                                                                  | F) 1/A | ΔI.            | <u> </u>   | 0.7                   | / <del>-</del> | 2              |                       |                       | <u> </u>              | <u> </u>                    |                  |
| 学 安            | 高原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に                                                          |        | <del>- 4</del> | 成:         | 2 (                   | 牛              | 3              | 月                     | 6                     | =                     | 金曜                          | 臣日               |
| 議 案 第 8 号      | 関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                                                 | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議 案 第 9 号      |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | $\circ$               | $\circ$               | $\circ$               | 0                           |                  |
| 議 案 第 1 0 号    | 高原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介<br>護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関<br>する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議<br>第 1 2 号   |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
|                |                                                                                       |        | <u> </u>       | 成:         | 2 7                   | 年              | 3              | 月 2                   | 0 [                   | 1                     | 金曜                          | 星日               |
| 議 案 第 1 8 号    |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議案第19号         | 町長等の給与の特例に関する条例※任期中、減額するもの                                                            | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | 0                           |                  |
| 議 案 第 2 0 号    | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例<br>※単身赴任手当等追加し、給与を減額する                                      | 可決     | 0              | 0          | •                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           | $\left -\right $ |
| 議<br>第 2 1 号   | 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例<br>※看護師を2交代制にする                                                | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | $\circ$               | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | $\bigcirc$                  |                  |
| 議 案<br>第 2 2 号 |                                                                                       | 可決     | 0              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議案第23号         | 高原町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                   | 可決     | 0              | 0          |                       | 0              | 0              | 0                     | 0                     |                       | 0                           | _                |
|                | 平成27年度高原町一般会計予算                                                                       | 可決     |                | O          |                       | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
| 議案第25号         |                                                                                       | 可決     | _              | 0          | 0                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           | ᆸ                |
| 議案第26号         |                                                                                       | 可決     | _              | 0          |                       | 10             | 0              | 0                     | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | $\frac{\bigcirc}{\bigcirc}$ | $\dashv$         |
| 議案第27号 議案第28号  |                                                                                       | 可決可決   | _              |            |                       | 0              | 0              | $\bigcirc  \bigcirc$  | $\bigcirc \bigcirc$   |                       | $\frac{\bigcirc}{\bigcirc}$ | 긤                |
| 議案第29号         |                                                                                       | 可決     | _              |            |                       | 0              | 0              | $\frac{0}{0}$         |                       |                       | $\frac{\circ}{\circ}$       | $\exists$        |
| 議案第30号         |                                                                                       | 可決     |                |            | $\overline{\bigcirc}$ |                | $\overline{0}$ | $\frac{0}{0}$         |                       |                       | $\frac{\circ}{\circ}$       |                  |
| 議案第31号         |                                                                                       | 可決     | _              | Ö          | Ŏ                     | Ŏ              | Ŏ              | $\overline{\bigcirc}$ | $\overline{\bigcirc}$ | $\overline{\bigcirc}$ | $\frac{\circ}{\circ}$       | 〓                |
| 議案第32号         |                                                                                       | 可決     | _              |            | Ŏ                     | Ŏ              | Ō              | Ŏ                     | Ŏ                     | Ŏ                     | Ŏ                           | 囯                |
| 議案第33号         |                                                                                       | 可決     |                |            | _                     | 0              | 0              | 0                     | 0                     | 0                     | 0                           |                  |
|                | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件                                                                  | 可決     | $\bigcirc$     | $\bigcirc$ | $\bigcirc$            | 0              | $\bigcirc$     | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | $\bigcirc$            | $\bigcirc$                  |                  |

「○」: 賛成、「●」: 反対、「除」: 除斥、「棄」: 棄権、「欠」: 欠席



### 「議長・副議長及び議選監査委員の任期について」

### 1「議長の任期について」

議長の任期については、2年という概念にこだわらず、法定どおりの4年を前提と し、2年次の進退については、議長本人の自発意識に委ねるものとしたい。 したがって、2年次に辞職願(自治法第108条)を提出するかどうか、あるいは、 4年間の議長職務を全うするかは、議長の意思を尊重することとしたい。

#### 2「副議長の任期について」

副議長については、一般会計予算・決算委員会委員長を兼務することになっており、 かつ常任委員会の委員の任期は2年(委員会条例第3条)となっているため、その整 合性を踏まえ、副議長の任期を2年とする。

(総務経済常任委員会副委員長が一般会計予算・決算委員会副委員長を兼務する。)

### 3 「議選監査委員の任期について」

議選監査委員の任期については、2年という概念にこだわらず、法定どおりの4年 を前提とし、2年次の進退については、議選監査委員本人の自発意識に委ねるものと したい。

したがって、2年次に辞職願(自治法第198条)を提出するかどうか、あるいは、 4年間の監査委員の職務を全うするかは、議選監査委員の意思を尊重することとした 11



## 農業(どれからの))担い手と家

かって進む喜び、安定した経営を。 家族みんな健康で、同じ目標に向



美里さん(本人)、弘一さん(父)、とし子さん(母)

みさと ★井ノ上 美里さん (23歳)

【下広原区】

井ノ上 弘一さん方 酪農・肉用牛繁殖経営

### 美里さんの目指す目標

・乳質、肉質改善と受胎率 の向上を目指して家族仲良 く頑張りたい。

いわたろう ★岡 元 岩太郎さん (30歳)

【下広原区】 岡元 良農夫さん方 肉用牛繁殖経営

### 岩太郎さんの 目指す目標

・購買者に好まれる牛を作



※後列左より 千津子さん(母)、忠志郎さん(祖父)、良農夫さん(父) 岩太郎さん(本人)

でまい

がある安定した経営をしてほしい。 みんな健康で一年一産を目指し、ゆと



▲編集委員会メンバー

者の皆さん、 て「が ただきました後 担い ました明日に向 ズにわたり編集 ご協力あり 手と家族に

つのは早いもので、光陰矢の如し。 あらましを限られた紙面に編集にあたっては、議会の 最後の編集となりました。 すくするために取り組えのみなさま方にわかれ 月日の 議会の での







